

愛媛県緊急時モニタリング計画等の改訂について

愛媛県緊急時モニタリング計画

- ・ 組織の変更や職名の変更
- ・ 語句の修正

愛媛県緊急時モニタリング実施要領

【本文】

- ・ 組織の変更や職名の変更
- ・ 語句の修正等
- ・ 大気モニタ及びヨウ素サンプラの整備に係る見出し等の追加

(例 1) 4-1-2 大気中放射性物質濃度

大気中放射性物質濃度は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集及び住民等と環境への放射線影響の評価材料となり、大気モニタ及びヨウ素モニタによる連続測定を基本とする。

(1) 大気モニタ

PAZのモニタリングステーション1局、UPZにモニタリングポスト（四国電力の設置分も含む。）16局、電子線量計5局及び原子力センター1局の合計23局に設置している。

(2) ヨウ素モニタ

PAZのモニタリングステーション1局に設置している。

(3) ヨウ素サンプラ

UPZのモニタリングポスト（四国電力の設置分も含む。）5局、電子線量計1局及び原子力センター1局の合計7局に設置している。

(例 2) 4-4-3 施設敷地緊急事態

(2) 大気中放射性物質濃度の測定

モニタリングステーションの大気モニタによる監視強化を継続するとともに、ヨウ素モニタを起動し、連続測定を開始する。また、UPZに設置している大気モニタ及びヨウ素サンプラを起動し、連続測定及び試料連続採取を開始する。なお、周囲の放射線からの影響を排除して分析を行うため、大気モニタ、ヨウ素モニタ及びヨウ素サンプラによる採取試料は要員の被ばく線量を考慮した上で現地から早期に回収し、原子力センター等で測定を行う。

また、必要に応じて、固定観測局の近辺等において、ローボリュームエアサンプラ等を用いて大気中の放射性ヨウ素等を採取し、原子力センター等で測定を行う。

なお、要員又は資機材の都合上、全ての地点で試料を採取できない場合には、優先順位を定めて実施する。

【資料編】

- ・ 測定地点名称の変更（地点変更なし）
- ・ 測定位置図に大気中放射性物質濃度観測局を追加
- ・ 飲料水の採取候補地点の変更
- ・ 報告様式の追加
- ・ そのほか時点修正